

第三号様式（第3条関係）

年 月 日

内航貨物定期航路事業運航実績報告書（ 年度分）

殿

事業者名及び住所

航 路 名	
運 航 回 数	

就 航 船 名	総 ト ン 数	旅 客 定 員	運 航 回 数	備 考

旅客輸送人員（人）		
旅客輸送人キロ（人キロ）		
自動 車航 送台 数	バ ス（台）	
	乗用自動車（台）	
	普通トラック（台）	
	その他（台）	
	合 計（台）	
自動 車航 送台 キロ	バ ス（台キロ）	
	乗用自動車（台キロ）	
	普通トラック（台キロ）	
	その他（台キロ）	
	合 計（台キロ）	
年間 燃料 消費 量	軽 油（キロリットル）	
	A重油（キロリットル）	
	B重油（キロリットル）	
	C重油（キロリットル）	
	その他（ ）（キロリットル）	
合 計（キロリットル）		

- (注) 1 本報告書は、航路ごとに1葉とすること。
- 2 航路名の欄には、届出をした航路の起点、終点の地名を記載し、かつ、起点、終点が同一で経由を異にする2航路を経営する場合は、これを区別できる主要中間寄港地名を記載すること。
- 3 運航回数の欄には、実際に就航した回数を記載すること。
- 4 備考の欄には、自己所有船、よう船の区別及び予備船にあってはその旨を記載すること。

- 5 旅客輸送人員の欄には、自動車航送に係るものを含めて記載することとし、年齢12年未満の者は、2人をもって1人に換算すること。
- 6 旅客輸送人キロの欄には、旅客（自動車航送に係るものを含む。）の輸送人員に航路の起終点間の距離を乗じて得た数を記載し、航路に中間寄港地がある場合は、旅客の港間の輸送人員に当該港間距離を乗じて得た数の合計を記載すること。この場合輸送人員については、年齢12年未満の者は、2人をもって1人に換算すること。
- 7 自動車航送台数のバスの欄には、人の運送の用に供する乗車定員11人以上の普通自動車（自動車登録規則）（昭和四十五年運輸省令第七号）別表第二にいう自動車登録番号中の自動車の種別及び用途による分類番号（以下単に「分類番号」という。）が、2、20から29まで、200から299まで、20Aから29Zまで、2A0から2Z9まで及び2AAから2ZZまでの自動車）の台数を記載すること。
- 8 自動車航送台数の乗用自動車の欄には、人の運送の用に供する乗車定員10人以下の普通自動車（分類番号3、30から39まで、300から399まで、30Aから39Zまで、3A0から3Z9まで及び3AAから3ZZまでの自動車）、人の運送の用に供する小型自動車（分類番号5、7、50から59まで、70から79まで、500から599まで、700から799まで、50Aから59Zまで、70Aから79Zまで、5A0から5Z9まで、7A0から7Z9まで、5AAから5ZZまで及び7AAから7ZZまでの自動車）、貨物の運送の用に供する小型自動車（分類番号4、6、40から49まで、60から69まで、400から499まで、600から699まで、40Aから49Zまで、60Aから69Zまで、4A0から4Z9まで、6A0から6Z9まで、4AAから4ZZまで及び6AAから6ZZまでの自動車）で乗車定員4名以上のもの及び人の運送の用に供する軽自動車の4輪のものの台数を記載すること。
- 9 自動車航送台数の普通トラックの欄には、貨物の運送の用に供する普通自動車（分類番号1、10から19まで、100から199まで、10Aから19Zまで、1A0から1Z9まで及び1AAから1ZZまでの自動車）の台数を記載すること。
- 10 自動車航送台キロの各欄には、それぞれ自動車航送台数に航路の起終点間の距離を乗じて得た数を記載し、航路に中間寄港地がある場合は、それぞれ港間自動車航送台数に当該港間距離を乗じて得た数の合計を記載すること。
- 11 小数点未満の端数がある場合は、四捨五入すること。